

# 公募

平成31年1月11日

海上保安庁海洋情報部長 加藤 幸弘

次のとおり公募します。

## 1. 業務概要

### (1) 概要

本件は、海上保安庁が刊行する海の基本図の売払に係る元売業者を公募するものである。

### (2) 業務内容

説明書のとおり。

## 2. 参加資格要件

応募者は、次の要件を満たす法人を原則とする。

(1) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立をしていない又は申立をされていないこと。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない又は申立をされていないこと。

(3) 平成28・29・30年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の買受け」の参加資格を有する者であり、かつ、平成31・32・33年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）を申請する者であること。

(4) 指名停止を受けている期間中ではないこと。

(5) 資格の有効期間内は海の基本図の売払い業務を確実かつ適切に実施できること。

(6) 法人の役員等が暴力団員でなく、または暴力団を利用したり、資金を提供するなどの関係がないこと。

なお、説明書に定める暴力団排除に関する誓約事項を承諾のうえ、応募すること。

## 3. 応募方法

応募者は、説明書を参照のうえ、申請書類を提出すること。

## 4. 説明書の交付期間等

### (1) 説明書の交付期間

平成31年1月11日から平成31年2月12日まで

行政機関の休日を除く毎日10時00分から17時30分まで

### (2) 説明書の交付場所

〒100-8932

東京都千代田区霞が関3-1-1

海上保安庁海洋情報部航海情報課供給出納係

電話03-3595-3641 FAX03-3595-3643

### (3) 申請書類の提出期間

平成31年1月11日から平成31年2月12日まで

行政機関の休日を除く毎日10時00分から17時30分まで

### (4) 申請書類の提出場所及び方法

提出場所は(2)に同じ

提出方法は持参又は郵送（書留郵便に限る。）

## 5. 選考方法

海の基本図元売業者資格審査要領により決定する。

## 6. 選考結果通知

FAX等により通知する。

## 7. 説明書に関する問い合わせ先

4(2)に同じ

## 8. その他

今回の公募期間経過後に応募する場合は、供給出納係までお問い合わせ下さい。

# 説 明 書

## 1. 公募内容

海上保安庁が刊行する水路図誌のうち、海上保安庁が直接売り渡す「沿岸の海の基本図」、「大陸棚の海の基本図」、「大洋の海の基本図」及び「海底地形図」（以下「海の基本図」という。）の売払に係る元売業者を選定することから、公募を行うものである。

## 2. 参加資格要件

応募者は、次の要件を満たす法人を原則とする。

- (1)会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立をしていない又は申立をされていないこと。
- (2)民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立をしていない又は申立をされていないこと。
- (3)平成 28・29・30 年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の買受け」の参加資格を有する者であり、かつ、平成 31・32・33 年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）を申請する者であること。
- (4)指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (5)資格の有効期間内は海の基本図の売払い業務を確実に実施できること。
- (6)法人の役員等が暴力団員でなく、または暴力団を利用したり、資金を提供するなどの関係がないこと。  
なお、別添の「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾のうえ、応募すること。

## 3. 応募方法

応募者は、申請書類を担当係に掲出期間内に提出すること。

## 4. 申請書類

- (1)元売業者資格審査申請書（様式 1）
- (2)海の基本図購入計画書（様式 2）
- (3)海の基本図元売業者誓約書（様式 3）
- (4)競争参加資格審査結果通知書（写）
- (5)会社案内その他これに類するもの
- (6)定款その他これに類するもの
- (7)取次店及び販売店の名称並びに所在地一覧表

## 5. 担当係

海上保安庁海洋情報部航海情報課供給出納係

所在地 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話 03-3595-3641 FAX 03-3595-3643

## 6. 申請書提出期間

平成 31 年 1 月 11 日から平成 31 年 2 月 12 日まで

行政機関の休日を除く毎日 10 時 00 分から 17 時 30 分まで

7. 選定方法

「海の基本図元売業者資格審査要領」に基づき、書面審査を行う。

8. 審査結果

F A X等により通知する。

9. 遵守事項

別紙のとおり

10. 資格の有効期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

11. 取消事由

次のいずれかに該当すると認められる場合、認定を取り消す。

(1)偽りその他不正の手段により認定された場合

(2)参加資格要件を満たさなくなった場合

(3)誓約書に違反している場合

12. その他

本説明書に関し疑義が生じた場合は、航海情報課供給出納係と協議し、その指示に従うものとする。

別添

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約書の提出をもって誓約します。

### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

様式1

平成 年 月 日

海の基本図元売業者資格審査申請書

海上保安庁海洋情報部長 殿

法人住所  
法人名  
代表者 役職  
氏名 印

貴庁の海の基本図元売業者となることを希望しますので、下記のとおり必要書類を添付して提出します。

なお、この申請書及び提出書類の記載事項について、事実と相違ありません。

記

提出書類

- 1 海の基本図購入計画書（様式2）
- 2 海の基本図元売業者誓約書（様式3）
- 3 競争参加資格審査結果通知書（写）
- 4 会社案内その他これに類するもの
- 5 定款その他これに類するもの
- 6 取次店及び販売店の名称並びに所在地一覧表

担当者連絡先

担当者所属 :

担当者氏名 :

連絡先

（電話番号） :

（FAX 番号） :

（E-mail） :

様式2

平成 年 月 日

海の基本図購入計画書

海上保安庁海洋情報部長 殿

法人住所

法人名

代表者 役職

氏名

印

平成 年度 海の基本図の購入計画について

標記について、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に海の基本図を下記のとおり購入しますのでよろしくお取り計らい願います。

記

海の基本図購入予定表

品名	数量	単価	合価
沿岸の海の基本図	枚	各種	円
大陸棚の海の基本図	枚	各種	円
大洋の海の基本図	枚	各種	円
海底地形図	枚	各種	円

様式 3

海の基本図元売業者誓約書

当法人は、以下の事項についての事実を自認し、相違ないことを誓約します。

法人住所：

法人名：

- 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立をしていない又は申立をされていない。
- 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立をしていない又は申立をされていない。
- 平成 28, 29, 30 年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の買受け」の資格を有している。かつ、平成 31, 32 年、33 年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）の申請をしている。
- 指名停止を受けている期間中ではない。
- 資格の有効期間内は海の基本図の売払い業務を確実に実施できる。
- 別添の暴力団排除に関する誓約事項の(1)～(4)のすべてに該当しない。

(注) 相違ないことを示すために、必ず、□にチェック (☑) を入れること。

平成 年 月 日

海上保安庁海洋情報部長 殿

代表者氏名

印

## 別 紙

# 遵 守 事 項

国の売払契約は代金先払い、物件後渡しが原則であることを理解し、以下の事項について遵守することとする。

### 1 販売価格等

海の基本図を販売する場合は、海上保安庁長官が定めた販売価格（別表）を超えて販売してはならない。また、海上保安庁の許可なく海の基本図の表装、その他の加工をして販売してはならない。

### 2 権利義務の譲渡

- (1) 海上保安庁の承認を得ないで、売払契約を第三者に譲渡し、承継させ又は担保の目的に供してはならない。
- (2) 契約に基づいて行う海の基本図の販売に係る業を第三者に委託して経営させてはならない。

### 3 売払請求

- (1) 提出書類  
別添「海の基本図売払請求書」を海上保安庁海洋情報部航海情報課（以下「航海情報課」という。）に原則毎月末までに提出する。
- (2) 売払時期  
原則翌月中旬とする。

### 4 債権発生

#### 売払代金の納付

海上保安庁歳入徴収官の発行する納入告知書（売払請求書の金額）により、指定期限内に売払代金を国庫に納入しなければならない。

### 5 海の基本図の授受

- (1) 受渡場所  
海上保安庁海洋情報部又は担当官が指定する場所
- (2) 受渡時期  
元売業者が上記4の規定により売払代金を納付し、その納入済告知書を航海情報課供給出納係が確認した後、海の基本図を受領するものとする。
- (3) 付帯費用  
引取りに要する全ての費用は、元売業者の負担とする。

### 6 その他

- (1) 販売時には、使用にあたっての留意事項を記載した別紙を添付すること。
- (2) 海の基本図の著作権を侵害するような行為をしてはならない。
- (3) 遵守事項に関し疑義が生じた場合は、航海情報課供給出納係と協議し、その指示に従うものとする。